

# 給水装置工事自主検査報告書

令和 年 月 日

守口市水道事業管理者 様

(指定給水装置工事事業者名)

水道法第25条の4第3項の規定等により、給水装置工事について、自主検査を実施しましたので報告いたします。

工事場所	守口市 町・通 丁目 番	(主任技術者氏名)
工事申込者		

## 外部工事 (自主検査日: 令和 年 月 日)

検査種別・検査項目	検査の内容 (適合又は良い場合は右欄に○印を記入)	確認
1. 分水栓位置	三点測量及び配水管位置が、正確に測定されている。	
2. 止水用器具	止水用器具は、逆付け、傾きがなく操作に支障がない。	
3. 配 管	給水装置の構造・材質・口径・延長・埋設深さ・経路が適切である。	
	給水管及び給水用具は、性能基準適合品を使用している。	
	給水装置の接合は、適切である。	
	管延長・給水用具等の位置がしゅん工図と整合している。	
	クロスコネクションとなっていない。	
	水の汚染・破損等を防止するため適切な措置がされている。	
4. 鉄蓋・ボックス類	沈下、傾き等がなく、設置基準に適合している。	
5. 水質の確認	残留塩素の確認・臭気・味・色・濁り等異常がない。	
6. 水圧試験	常圧で一昼夜保持し漏水がない。	
7. 水圧試験 (局が必要と認め たもの)	0.74 MPa(7.5kgf/cm <sup>2</sup> )で1時間保持し 0.59 MPa(6kgf/cm <sup>2</sup> )を下らない。 水圧試験結果については、水圧試験結果報告書を作成し、しゅん工検査時に提出する。(自記録計用紙は報告書に貼付)	

## 内部工事 (自主検査日: 令和 年 月 日)

検査種別・検査項目	検査の内容 (適合又は良い場合は右欄に○印を記入)	確認
1. 水道メーター	メーターは、水平に取付けられるように配管している。	
	メーターの設置位置は、検針及び取替えに支障がない。	
2. 配 管	給水装置の構造・材質・口径・延長・経路が適切である。	
	給水管及び給水用具は、性能基準適合品を使用している。	
	給水装置の接合は、適切である。	
	管延長・給水用具等の位置がしゅん工図と整合している。	
	逆流防止のための給水用具の設置及び吐水口空間の確保が適切である。	
	クロスコネクションとなっていない。	
	水の汚染・破損・凍結等を防止するため適切な措置がされている。	
3. 鉄蓋・ボックス類	沈下・傾き等がなく、設置基準に適合している。	
4. 機能検査	通水した後、各給水用具からそれぞれ放流し、メーター経由の確認及び給水用具の吐水量、作動状態を確認した。	
5. 水圧試験	1.75 MPa (17.8kgf/cm <sup>2</sup> ) の静水圧を1分間加えたとき、漏水及び抜け等がないことを確認した。	
6. 水質の確認	臭気・味・色・濁り等異常がない。	
7. 水槽施設	水槽施設の構造及び維持管理に関する指導基準に適合している。	
8. 直結給水用増圧装置	本市基準による設計、構造及び維持管理に関する指導基準に適合している。	
9. 既設管使用に伴う出水状況確認	既設管の出水状況については、通常の同時使用時に十分な流量を確保できることを確認した。	